

子ども・若者支援センターで実施する若者支援事業について

区では、令和3年度(2021年度)開設予定の子ども・若者支援センターにおいて、社会生活への適応に課題のある若者とその家庭に対して、本人と家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援のコーディネートを実施する若者支援機能を設置する。若者支援の事業内容については、以下のとおりである。

1 対象者

区内在住の義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている者及びその家族

2 事業内容

(1) 相談支援(来所相談、電話相談)

本人及び家族の悩みや心配事、要望などを聞き取り、他人や社会との関係が再構築できるよう、助言・支援を行う。

(2) 他機関連携

すこやか福祉センターや学校、医療機関などと連携し、多面的な支援を行う。また、中野くらしサポートや地域若者サポートステーションと連携し、自立に向けた就労支援を行う。

(3) 若者の実態把握

社会福祉協議会やNPO等と情報交換を行い、若者が抱える課題について実態把握を行い、若者支援事業に反映する。

3 事業実施方法

子ども・若者支援センターに配置する常勤職員及び会計年度任用職員により実施する。

4 今後のスケジュール(予定)

| | |
|----------------------|--------------------|
| 令和2、3年度(2020、2021年度) | 事業内容の検討、関係機関との意見交換 |
| 令和3年(2021年)11月29日(月) | 事業開始 |